

IV 施設・設備等

【作成基準日：2013年5月1日（時点）】

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積 (白金キャンパス)

(表 8)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積 (m ²)	設置基準上必要 校地面積 (m ²)*注1	校舎面積(m ²) *注2	設置基準上必要 校舎面積 (m ²)*注1	講義室・演習室・ 学生自習室総数 *注3	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m ²)
80,719m ²	-	49,216m ²	-	159	11,466

(横浜キャンパス)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積 (m ²)	設置基準上必要 校地面積 (m ²)*注1	校舎面積(m ²) *注2	設置基準上必要 校舎面積 (m ²)*注1	講義室・演習室・ 学生自習室総数 *注3	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m ²)
199,232m ²	-	43,179m ²	-	133	13,360

(2 キャンパス合計)

校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
校地面積 (m ²)	設置基準上必要 校地面積 (m ²)*注1	校舎面積(m ²) *注2	設置基準上必要 校舎面積 (m ²)*注1	講義室・演習室・ 学生自習室総数 *注3	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m ²)
279,951m ²	105,200m ²	92,395m ²	44,589m ²	292	24,826

- [注] 1 「設置基準上必要校地面積 (m²)」「設置基準上必要校舎面積 (m²)」は、大学設置基準第37条、第37条の2（別表第3イ～ハ）を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2013（平成25）年5月1日現在を基準日としてください。また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日文科科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。
- 2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室（含記録庫）、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫）、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。
- 3 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室総数」に含めても結構です。
- 4 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。

【明治学院大学 注記】

1. 設置基準上、必要校地・校舎面積は各学部毎に規定されているが、本学においては学部毎に所在キャンパスを定められないことから、キャンパス毎の必要校地・校舎面積は記載せず、合計面積のみ記載した。